

お客様各位

scj

平成22年6月吉日  
平良修税理士事務所  
所長 平 良 修

## 最近の事例（期末未収金の計上漏れ）

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
最近におきまして以下の調査事例がありましたのでお知らせします。

### 決算期末の売上棚卸の計上漏れ

決算期末日において商品を納品し取付けを完了したのであるが請求書の発行が翌月となったため売掛未収金の計上漏れとなってしまった。ありがちなパターンである。

月次決算においては時間省略等の観点からやむを得ないかもしれないが、決算では棚卸計上漏れか又は売上漏れになってしまう。最近の調査は特に期末の未収売上漏れや棚卸漏れを詳しく調べているようである。

最近の調査の動向としては決算書はパソコンで作成していることから元帳への転記のミスは考えられないことから税法や会計基準、取引の真実性に重点をおいているようである。

また計上しなかった金額が多額であるような場合の罰金刑や懲役刑が今回の見直しで強化されているので十分に気を引き締めて経理する必要がある。

なお当事務所では、間違いのない決算書や証憑書類について、書面添付の申告書(税理士事務所が間違いないと太鼓判を押した申告書)を税務署に提出しています。

敬 具

以上確認しました

会社名

印